

地質・土質調査業務標準仕様書 新旧対照表

令和5年度改正	現 行	備 考
<p data-bbox="286 483 813 520">地質・土質調査業務標準仕様書</p> <p data-bbox="423 596 674 633">(令和5年4月)</p> <p data-bbox="400 1198 696 1235">新潟県農林水産部</p>	<p data-bbox="1205 483 1731 520">地質・土質調査業務標準仕様書</p> <p data-bbox="1344 596 1594 633">(令和4年4月)</p> <p data-bbox="1321 1198 1617 1235">新潟県農林水産部</p>	

地質・土質調査業務標準仕様書 新旧対照表

令和5年度改正	現 行	備 考
<p>地質・土質調査業務標準仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1101条～第1109条 (略)</p> <p>第1110条 担当技術者</p> <p>1 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。(主任技術者と兼務するものを除く) なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、<u>8</u>名までとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第1111条 提出書類</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 受託者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日(土曜日、日曜日、祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日等」とい。))を除く。)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日(休日等を除く。)以内に、完了時は業務完了後、15日(休日等を除く。)以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、調査計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は<u>8</u>名までとする)。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間(休日等を除く。)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。 また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから委託者にメール送信し、速やかに委託者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。なお、受託者が公益法人の場合はこの限りではない。 ただし、これらの提出書類を書面で行うことを妨げない。</p> <p>第1112条～第1139条 (略)</p> <p>第2章 地質調査業務</p> <p>第1 機械ボーリング</p> <p>第1201条～第1203条 (略)</p>	<p>地質・土質調査業務標準仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1101条～第1109条 (略)</p> <p>第1110条 担当技術者</p> <p>1 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。(主任技術者と兼務するものを除く) なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、<u>3</u>名までとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第1111条 提出書類</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 受託者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日(土曜日、日曜日、祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日等」とい。))を除く。)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日(休日等を除く。)以内に、完了時は業務完了後、15日(休日等を除く。)以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、調査計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は<u>3</u>名までとする)。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間(休日等を除く。)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。 また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから委託者にメール送信し、速やかに委託者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。なお、受託者が公益法人の場合はこの限りではない。 ただし、これらの提出書類を書面で行うことを妨げない。</p> <p>第1112条～第1139条 (略)</p> <p>第2章 地質調査業務</p> <p>第1 機械ボーリング</p> <p>第1201条～第1203条 (略)</p>	<p>担当技術者数の変更 (林野庁)</p>

地質・土質調査業務標準仕様書 新旧対照表

令和5年度改正	現 行	備 考
<p>第1204条 成果物</p> <p>成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む）</p> <p>(2) 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、「ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・保管要領(案)・同解説」（一般社団法人全国地質調査業協会連合会 平成27年6月）に基づき柱状図に整理し提出するものとする。</p> <p>(3) 採取したコア提出の要否は、監督員より指示する。提出が必要な場合は採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入する。なお、未固結の試料は、1 m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。</p> <p>(4) コア写真は、調査件名、孔番号、深度等を明示して撮影（カラー）し、整理するものとする。</p> <p>第1205条～第1237条 （略）</p> <p>第3章～第8章 （略）</p>	<p>第1204条 成果物</p> <p>成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む）</p> <p>(2) 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、「ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・保管要領(案)・同解説」（一般社団法人全国地質調査業協会連合会 平成27年6月）に基づき柱状図に整理し提出するものとする。</p> <p>(3) 採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入する。なお、未固結の試料は、1 m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。</p> <p>(4) コア写真は、調査件名、孔番号、深度等を明示して撮影（カラー）し、整理するものとする。</p> <p>第1205条～第1237条 （略）</p> <p>第3章～第8章 （略）</p>	<p>土木部改定による</p>

令和5年度改正	現 行	備 考
<p data-bbox="376 432 719 475">測量業務標準仕様書</p> <p data-bbox="421 549 674 592"><u>(令和5年4月)</u></p> <p data-bbox="398 1150 696 1193">新潟県農林水産部</p>	<p data-bbox="1294 432 1637 475">測量業務標準仕様書</p> <p data-bbox="1339 549 1592 592"><u>(令和4年4月)</u></p> <p data-bbox="1317 1150 1615 1193">新潟県農林水産部</p>	

令和5年度改正	現 行	備 考
<p style="text-align: center;"><b>測量業務標準仕様書目次</b></p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 山地治山測量 . . . . . 2 7</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 渓間工の測量</p> <p>第2312条 踏査選点</p> <p>第2313条 中心線測量 . . . . . <u>3 1</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>第2314条 縦断測量</p> <p>第2315条 横断測量</p> <p>第2316条 構造物計画位置横断測量</p> <p>第4節 山腹工の測量 . . . . . <u>3 2</u></p> <p>第2317条 踏査選点</p> <p>第2318条 平面測量</p> <p>第2319条 縦断測量</p> <p>第2320条 横断測量</p> <p>第5節 防風林造成の測量 . . . . . 3 3</p> <p>第2321条 踏査選点</p> <p>第2322条 平面測量</p> <p>第2323条 縦断測量</p> <p>第2324条 横断測量</p> <p>第6節 なだれ防止林造成の測量 . . . . . 3 4</p> <p>第2325条 踏査選点</p> <p>第2326条 平面測量</p> <p>第2327条 縦断測量</p> <p>第2328条 横断測量</p> <p>第7節 土砂流出防止林造成の測量 . . . . . <u>3 4</u></p> <p>第2329条 踏査選点</p> <p>第2330条 平面測量</p> <p>第2331条 縦断測量</p> <p>第2332条 横断測量</p> <p>第8節 保安林整備の測量</p> <p>第2333条 踏査選点</p> <p>第2334条 平面測量</p> <p>第2335条 縦断測量 . . . . . <u>3 5</u></p> <p>第2336条 横断測量</p> <p>第9節 水土保全治山等の測量</p> <p>第2337条 水土保全治山等の測量</p> <p>第10節 地すべり防止の測量</p> <p>第1 調査に関わる測量 . . . . . <u>3 6</u></p> <p>第2338条 踏査選点</p> <p>第2339条 地形測量</p> <p>第2340条 測線測量</p>	<p style="text-align: center;"><b>測量業務標準仕様書目次</b></p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 山地治山測量 . . . . . 2 7</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 渓間工の測量</p> <p>第2312条 踏査選点</p> <p>第2313条 中心線測量</p> <p>第2314条 平面測量 . . . . . 3 1</p> <p>第2315条 縦断測量</p> <p>第2316条 横断測量</p> <p>第2317条 構造物計画位置横断測量 . . . . . <u>3 2</u></p> <p>第4節 山腹工の測量</p> <p>第2318条 踏査選点</p> <p>第2319条 平面測量</p> <p>第2320条 縦断測量</p> <p>第2321条 横断測量</p> <p>第5節 防風林造成の測量 . . . . . 3 3</p> <p>第2322条 踏査選点</p> <p>第2323条 平面測量</p> <p>第2324条 縦断測量</p> <p>第2325条 横断測量</p> <p>第6節 なだれ防止林造成の測量 . . . . . 3 4</p> <p>第2326条 踏査選点</p> <p>第2327条 平面測量</p> <p>第2328条 縦断測量</p> <p>第2329条 横断測量</p> <p>第7節 土砂流出防止林造成の測量 . . . . . <u>3 5</u></p> <p>第2330条 踏査選点</p> <p>第2331条 平面測量</p> <p>第2332条 縦断測量</p> <p>第2333条 横断測量</p> <p>第8節 保安林整備の測量</p> <p>第2334条 踏査選点</p> <p>第2335条 平面測量</p> <p>第2336条 縦断測量 . . . . . <u>3 6</u></p> <p>第2337条 横断測量</p> <p>第9節 水土保全治山等の測量</p> <p>第2338条 水土保全治山等の測量</p> <p>第10節 地すべり防止の測量</p> <p>第1 調査に関わる測量</p> <p>第2339条 踏査選点</p> <p>第2340条 地形測量</p> <p>第2341条 測線測量</p>	<p>条番号の変更 (以下同じ)</p>

令和 5 年 度 改 正	現 行	備 考
<p>第 2 設計に関わる測量 . . . . . <a href="#">3.6</a></p> <p><a href="#">第2341条</a> 地すべり防止工の測量</p> <p><a href="#">第2342条</a> 設計に関わる測量の種類</p> <p><a href="#">第2343条</a> 測線測量</p> <p><a href="#">第2344条</a> 平面測量</p> <p><a href="#">第2345条</a> 縦断測量</p> <p><a href="#">第2346条</a> 横断測量 . . . . . <a href="#">3.7</a></p>	<p>第 2 設計に関わる測量 . . . . . <a href="#">3.7</a></p> <p><a href="#">第2342条</a> 地すべり防止工の測量</p> <p><a href="#">第2343条</a> 設計に関わる測量の種類</p> <p><a href="#">第2344条</a> 測線測量</p> <p><a href="#">第2345条</a> 平面測量</p> <p><a href="#">第2346条</a> 縦断測量</p> <p><a href="#">第2347条</a> 横断測量 . . . . . <a href="#">3.8</a></p>	
<p>第 4 章・第 5 章 (略)</p>	<p>第 4 章・第 5 章 (略)</p>	

令和5年度改正	現 行	備 考
<p>第1章 総則</p> <p>第2101条～第2108条 (略)</p> <p>第2109条 担当技術者                      1 受託者は業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする（主任技術者と兼務するものを除く）。                      なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、<u>8</u>名までとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第2110条 (略)</p> <p>第2111条 提出書類                      1・2 (略)</p> <p>3 受託者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く。）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く。）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く。）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、作業計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は<u>8</u>名までとする）。                      また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く。）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。                      また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから委託者にメール送信し、速やかに委託者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。                      なお、受託者が公益法人の場合はこの限りではない。                      ただし、これらの提出書類を書面で行うことを妨げない。</p> <p>第2112条～第2139条 (略)</p> <p>第2章 路線測量</p> <p>第1節 測量に関する一般事項</p> <p>第2201条・第2202条 (略)</p> <p>第2203条 測量の精度等                      測量の精度及び単位は、表2-2及び表2-3に掲げるとおりとする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第2101条～第2108条 (略)</p> <p>第2109条 担当技術者                      1 受託者は業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする（主任技術者と兼務するものを除く）。                      なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、<u>3</u>名までとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第2110条 (略)</p> <p>第2111条 提出書類                      1・2 (略)</p> <p>3 受託者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く。）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く。）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く。）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、作業計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は<u>3</u>名までとする）。                      また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く。）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。                      また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから委託者にメール送信し、速やかに委託者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。                      なお、受託者が公益法人の場合はこの限りではない。                      ただし、これらの提出書類を書面で行うことを妨げない。</p> <p>第2112条～第2139条 (略)</p> <p>第2章 路線測量</p> <p>第1節 測量に関する一般事項</p> <p>第2201条・第2202条 (略)</p> <p>第2203条 測量の精度等                      測量の精度及び単位は、表2-2及び表2-3に掲げるとおりとする。</p>	<p>担当技術者の人数変更 (林野庁)</p> <p>担当技術者の人数変更 (林野庁)</p>

令和5年度改正

現行

備考

表2-2 測量の精度

測量器材	ポケットコンパス	トランシット	トータルステーション	レベル	ボール
中心線測量	距離(一般)	(I.P間:40m以内) 20cm以内 (I.P間:40mを超える場合) 当該距離の1/200以内 (測点間) 10cm以内	同左	同左	
	距離(詳細)	(I.P間) 10cm以内	(I.P間) 当該距離の1/1,000以内 (測点間) 当該距離の1/100以内	同左	
	角度		1.5分/ n (n=測点数)	同左	
	閉合	距離総和の 1/100以内	距離総和の 1/1,000以内	同左	
縦断測量	地盤高			500 m 往復で10 cm以内	
	距離				5%以内
横断測量	勾配				0.1割

※上表の精度を標準とするが、これより高精度による測量成果を妨げるものではない。

表2-3 測定単位

測定の種類	記号	測定単位
中心線	距離(水平距離)	m 小数第1位(一般) 小数第2位(詳細)
	角度(水平)	秒 最小読定値内
縦断測量	地盤高	m 小数第2位
	水準基標(B.M) 移器点(T.P)	m 小数第3位
横断測量	距離 (水平、斜長、地盤高)	m 小数第1位(一般) 小数第2位(詳細)
	勾配	割 1:0.05

※上表の測定単位を標準とするが、この桁数以上による測定単位を妨げるものではない。

表2-2 測量の精度

測量器材	ポケットコンパス	トランシット	トータルステーション	レベル	ボール
中心線測量	距離(一般)	(I.P間:40m以内) 20cm以内 (I.P間:40mを超える場合) 当該距離の1/200以内 (測点間) 10cm以内	同左	同左	
	距離(詳細)	(I.P間) 10cm以内	(I.P間) 当該距離の1/1,000以内 (測点間) 当該距離の1/100以内	同左	
	角度		1.5分/ n (n=測点数)	同左	
	閉合	距離総和の 1/100以内	距離総和の 1/1,000以内	同左	
縦断測量	地盤高			500 m 往復で10 cm以内	
	距離				5%以内
横断測量	勾配				0.1割

表2-3 測定単位

測定の種類	記号	測定単位
中心線	距離(水平距離)	m 小数第1位(一般) 小数第2位(詳細)
	角度(水平)	秒 最小読定値内
縦断測量	地盤高	m 小数第2位
	水準基標(B.M) 移器点(T.P)	m 小数第3位
横断測量	距離 (水平、斜長、地盤高)	m 小数第1位(一般) 小数第2位(詳細)
	勾配	割 1:0.05

測量の精度に示す内容に対し、示す値より高精度による測量成果によることを制限しないこととする記載を追加(林野庁)

測定単位に示す内容に対し、この桁数以上による測量単位を制限しないこととする記載を追加(林野庁)

令和5年度改正	現 行	備 考
<p>第2204条～第2207条 (略)</p> <p>第2節～第8節 (略)</p> <p>第3章 山地治山等測量</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 溪間工の測量</p>	<p>第2204条～第2207条 (略)</p> <p>第2節～第8節 (略)</p> <p>第3章 山地治山等測量</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 溪間工の測量</p>	
<p>第2312条・第2313条 (略)</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>第2312条・第2313条 (略)</p> <p>第2314条 平面測量</p> <p>1 平面測量は、中心線測量で設置した測点を基準として、保全対象、所有者界、土砂捨場、林区区分等を明らかにするものとする。測量方法は次の各号による方法を標準とし、設計図書又は監督員の指示によるものとする。</p> <p>(1) 平面測量</p> <p>平面測量は、トータルステーション(光波測距儀)を使用し、測量する。</p> <p>(2) 簡易平面測量</p> <p>簡易平面測量は、ポケットコンパス等を使用し、測量する。</p> <p>2 測量成果に基づき、平面図を作成するものとする。</p>	<p>溪間工における平面測量を削除 (林野庁改正)</p>
<p>第2314条～第2316条 (略)</p> <p>第4節 山腹工の測量</p>	<p>第2315条～第2317条 (略)</p> <p>第4節 山腹工の測量</p>	<p>条番号の変更</p>
<p>第2317条・第2318条 (略)</p> <p>第2319条 縦断測量</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第2314条第2項に準じ、縦断面図を作成するものとする。</p>	<p>第2318条・第2319条 (略)</p> <p>第2320条 縦断測量</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第2315条第2項に準じ、縦断面図を作成するものとする。</p>	<p>”</p> <p>”</p> <p>”</p>
<p>第2320条 (略)</p> <p>第5節 防災林造成の測量</p> <p>第2321条～第2324条 (略)</p>	<p>第2321条 (略)</p> <p>第5節 防災林造成の測量</p> <p>第2322条～第2325条 (略)</p>	<p>”</p> <p>”</p>
<p>第6節 なだれ防止林造成の測量</p> <p>第2325条～第2327条 (略)</p> <p>第2328条 横断測量</p> <p>横断測量は、第2320条に準ずるものとする。</p>	<p>第6節 なだれ防止林造成の測量</p> <p>第2326条～第2328条 (略)</p> <p>第2329条 横断測量</p> <p>横断測量は、第2321条に準ずるものとする。</p>	<p>”</p> <p>”</p> <p>”</p>



設計業務等標準仕様書 新旧対照表

令和5年度改正	現 行	備 考
<p data-bbox="369 475 745 512">設計業務等標準仕様書</p> <p data-bbox="432 587 683 624"><u>(令和5年4月)</u></p> <p data-bbox="409 1177 705 1214">新潟県農林水産部</p>	<p data-bbox="1279 475 1655 512">設計業務等標準仕様書</p> <p data-bbox="1341 587 1592 624"><u>(令和4年4月)</u></p> <p data-bbox="1319 1177 1615 1214">新潟県農林水産部</p>	

設計業務等標準仕様書 新旧対照表

令和5年度改正	現 行	備 考
<p>設計業務等標準仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第3101条～第3107条 (略)</p> <p>第3108条 照査技術者及び照査の実施                      1 受託者は、業務の実施に当たり、照査を適切に実施しなければならない。実施設計においては、成果物を取りまとめるに当たって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行う照査（以下、「赤黄チェック等」という。）を原則として実施する。なお、赤黄チェック等の資料は、監督員の請求があった場合は速やかに提示するものとする。</p> <p>2 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。                      (1)～(4) (略)                      (5) 照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェック等の根拠となる資料を、委託者に提示するものとする（実施設計に限る。）。                      (6) (略)                      3 (略)</p> <p>第3109条 担当技術者                      1 受託者は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く。）                      なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、<u>8名</u>までとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第3110条 提出書類                      1・2 (略)                      3 受託者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く。）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く。）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く。）以内に、訂正時は宜適、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は<u>8名</u>までとする）。                      また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く。）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。                      また、本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても同様に、テクリスから委託者にメール送信し、速やかに委託者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。                      なお、受託者が公益法人の場合はこの限りではない。                      ただし、これらの提出書類を書面で行うことを妨げない。</p> <p>第3111条～第3139条 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 治山設計業務</p> <p>第1 治山ダム工設計</p>	<p>設計業務等標準仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第3101条～第3107条 (略)</p> <p>第3108条 照査技術者及び照査の実施                      1 受託者は、業務の実施に当たり、照査を適切に実施しなければならない。実施設計（<u>山腹工設計及び一車線林道設計を除く。</u>）においては、成果物を取りまとめるに当たって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行う照査（以下、「赤黄チェック」という。）を原則として実施する。なお、赤黄チェックの資料は、監督員の請求があった場合は速やかに提示するものとする。</p> <p>2 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。                      (1)～(4) (略)                      (5) 照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を、委託者に提示するものとする（実施設計（<u>山腹工設計及び一車線林道設計を除く。</u>）に限る。）。                      (6) (略)                      3 (略)</p> <p>第3109条 担当技術者                      1 受託者は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く。）                      なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、<u>3名</u>までとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第3110条 提出書類                      1・2 (略)                      3 受託者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く。）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く。）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く。）以内に、訂正時は宜適、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は<u>3名</u>までとする）。                      また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く。）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。                      また、本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても同様に、テクリスから委託者にメール送信し、速やかに委託者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。                      なお、受託者が公益法人の場合はこの限りではない。                      ただし、これらの提出書類を書面で行うことを妨げない。</p> <p>第3111条～第3139条 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 治山設計業務</p> <p>第1 治山ダム工設計</p>	<p></p> <p>文言削除及び追記                      （林野庁改定）</p> <p>文言削除                      （林野庁改定）</p> <p>担当技術者数変更                      （林野庁改定）</p> <p>”</p>

設計業務等標準仕様書 新旧対照表

令和5年度改正	現 行	備 考																																																																																				
<p>第3301条 (略)</p> <p>第3302条 治山ダム工実施設計 1 (略) 2 業務内容 (1)・(2) (略) (3) 基本事項 <b>検討</b> (略) (4)～(9) (略)</p> <p>第3303条・第3304条 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 流路工</p> <p>第3309条 (略)</p> <p>第3310条 成果物 受託者は、以下に示す成果物を作成し、第3117条成果物の提出に従い、原図1部、コピー2部を納品するものとする。</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 流路工実施設計の成果物</p> <table border="1" data-bbox="125 798 922 1444"> <caption>表3-8 流路工実施設計の成果物一覧</caption> <thead> <tr> <th>設計項目</th> <th>成果物</th> <th>縮尺</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告書現地踏査</td> <td>現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本事項決定</td> <td>(1) 設計諸元 (2) 計画断面 (3) 床固工、帯工の基本構造 (4) 地形地質条件・環境条件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設設計検討</td> <td>(1) 設計計算 (2) 設計図成 (3) 護岸工付帯構造物設計 (4) 景観検討</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工計画及び仮設構造物設計</td> <td>(1) 施工計画 (2) 仮設構造物 <b>物設計</b></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>数量計算</td> <td>数量計算書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>照査</td> <td>照査報告書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合検討</td> <td>(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告書作成</td> <td>報告書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施設計図</td> <td>(1) 位置図 (2) 平面図 (3) 縦断面図 (4) 横断面図 (5) 構造図</td> <td>1:2,500～1:50,000 1:500～1:1,000 H=1:200～1:1,000 V=1:100～1:200 1:100～1:200 1:50～1:100</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>9 (略)</p>	設計項目	成果物	縮尺	摘要	報告書現地踏査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ			基本事項決定	(1) 設計諸元 (2) 計画断面 (3) 床固工、帯工の基本構造 (4) 地形地質条件・環境条件			施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 設計図成 (3) 護岸工付帯構造物設計 (4) 景観検討			施工計画及び仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物 <b>物設計</b>			数量計算	数量計算書			照査	照査報告書			総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項			報告書作成	報告書			実施設計図	(1) 位置図 (2) 平面図 (3) 縦断面図 (4) 横断面図 (5) 構造図	1:2,500～1:50,000 1:500～1:1,000 H=1:200～1:1,000 V=1:100～1:200 1:100～1:200 1:50～1:100		<p>第3301条 (略)</p> <p>第3302条 治山ダム工実施設計 1 (略) 2 業務内容 (1)・(2) (略) (3) 基本事項 <b>決定</b> (略) (4)～(9) (略)</p> <p>第3303条・第3304条 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 流路工</p> <p>第3309条 (略)</p> <p>第3310条 成果物 受託者は、以下に示す成果物を作成し、第3117条成果物の提出に従い、原図1部、コピー2部を納品するものとする。</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 流路工実施設計の成果物</p> <table border="1" data-bbox="1034 798 1868 1444"> <caption>表3-8 流路工実施設計の成果物一覧</caption> <thead> <tr> <th>設計項目</th> <th>成果物</th> <th>縮尺</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告書現地踏査</td> <td>現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本事項決定</td> <td>(1) 設計諸元 (2) 計画断面 (3) 床固工、帯工の基本構造 (4) 地形地質条件・環境条件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><b>配置設計</b></td> <td>(1) <b>構造・材料・高さの検討</b> (2) <b>配置案の検討</b></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設設計検討</td> <td>(1) 設計計算 (2) 設計図成 (3) 護岸工付帯構造物設計 (4) 景観検討</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工計画及び仮設構造物設計</td> <td>(1) 施工計画 (2) <b>仮設構造</b> (3) <b>景観設計</b></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>数量計算</td> <td>数量計算書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>照査</td> <td>照査報告書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合検討</td> <td>(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告書作成</td> <td>報告書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施設計図</td> <td>(1) 位置図 (2) 平面図 (3) 縦断面図 (4) 横断面図 (5) 構造図</td> <td>1:2,500～1:50,000 1:500～1:1,000 H=1:200～1:1,000 V=1:100～1:200 1:100～1:200 1:50～1:100</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>9 (略)</p>	設計項目	成果物	縮尺	摘要	報告書現地踏査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ			基本事項決定	(1) 設計諸元 (2) 計画断面 (3) 床固工、帯工の基本構造 (4) 地形地質条件・環境条件			<b>配置設計</b>	(1) <b>構造・材料・高さの検討</b> (2) <b>配置案の検討</b>			施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 設計図成 (3) 護岸工付帯構造物設計 (4) 景観検討			施工計画及び仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) <b>仮設構造</b> (3) <b>景観設計</b>			数量計算	数量計算書			照査	照査報告書			総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項			報告書作成	報告書			実施設計図	(1) 位置図 (2) 平面図 (3) 縦断面図 (4) 横断面図 (5) 構造図	1:2,500～1:50,000 1:500～1:1,000 H=1:200～1:1,000 V=1:100～1:200 1:100～1:200 1:50～1:100		<p>削除</p> <p>誤謬 (林野庁)</p>
設計項目	成果物	縮尺	摘要																																																																																			
報告書現地踏査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ																																																																																					
基本事項決定	(1) 設計諸元 (2) 計画断面 (3) 床固工、帯工の基本構造 (4) 地形地質条件・環境条件																																																																																					
施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 設計図成 (3) 護岸工付帯構造物設計 (4) 景観検討																																																																																					
施工計画及び仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物 <b>物設計</b>																																																																																					
数量計算	数量計算書																																																																																					
照査	照査報告書																																																																																					
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項																																																																																					
報告書作成	報告書																																																																																					
実施設計図	(1) 位置図 (2) 平面図 (3) 縦断面図 (4) 横断面図 (5) 構造図	1:2,500～1:50,000 1:500～1:1,000 H=1:200～1:1,000 V=1:100～1:200 1:100～1:200 1:50～1:100																																																																																				
設計項目	成果物	縮尺	摘要																																																																																			
報告書現地踏査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ																																																																																					
基本事項決定	(1) 設計諸元 (2) 計画断面 (3) 床固工、帯工の基本構造 (4) 地形地質条件・環境条件																																																																																					
<b>配置設計</b>	(1) <b>構造・材料・高さの検討</b> (2) <b>配置案の検討</b>																																																																																					
施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 設計図成 (3) 護岸工付帯構造物設計 (4) 景観検討																																																																																					
施工計画及び仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) <b>仮設構造</b> (3) <b>景観設計</b>																																																																																					
数量計算	数量計算書																																																																																					
照査	照査報告書																																																																																					
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項																																																																																					
報告書作成	報告書																																																																																					
実施設計図	(1) 位置図 (2) 平面図 (3) 縦断面図 (4) 横断面図 (5) 構造図	1:2,500～1:50,000 1:500～1:1,000 H=1:200～1:1,000 V=1:100～1:200 1:100～1:200 1:50～1:100																																																																																				

設計業務等標準仕様書 新旧対照表

令和5年度改正	現 行	備 考
<p>第4 山腹工等</p> <p>第3311条 山腹工設計</p> <p>1 設計内容 山腹工の設計は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 現地調査</p> <p>(2) 基本事項 <b>検討</b></p> <p>(3) 山腹工の設計</p> <p>2 <b>設計計画</b> 受託者は、業務の目的・主旨を把握した上で、設計図書に示す業務内容を確認し、第3112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>3 現地計画 山腹工の工種、配置、構造、規格及び施工方法等の決定に必要な自然的特性、社会経済的条件の調査並びに資料収集を行うものとする。</p> <p>4 基本事項 <b>検討</b> 現地調査の結果及び設計条件等に基づき、<b>複数案を比較して</b>工種工法等の基本的事項を定め、基礎工・緑化工等各工種及び構造物の配置を決定するものとする。</p> <p>5 山腹工の設計 山腹工の設計は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) <b>施設設計</b> 基本事項 <b>検討の結果</b>に基づき、土留工、水路工、のり切工等の山腹工の工種、型式、規模、構造等を決定する。工事施工上必要な資材などの運搬方法等の仮設計画も含める。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>第3312条～第3319条 (略)</p> <p>第5 地すべり防止工</p> <p>第3320条・第3321条 (略)</p> <p>第3322条 抑制工の設計</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 集水井工の設計</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 設計図作成 平面図、配置図、断面図、構造図、標準図、縦断面図及び横断面図等を作成し、必要に応じて各部の詳細構造図を作成する。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>7～13 (略)</p> <p>第3323条・第3324条 (略)</p> <p>第3325条 土留工等の設計 <b>第3311条</b> 山腹工設計に準ずる。</p> <p>第3326条・第3327条 (略)</p> <p>第6 防潮工(海岸防災林造成)</p> <p>第3328条 基本設計</p> <p>1～12 (略)</p>	<p>第4 山腹工等</p> <p>第3311条 山腹工設計</p> <p>1 設計内容 山腹工の設計は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 現地調査</p> <p>(2) 基本事項 <b>の決定</b></p> <p>(3) 山腹工の設計</p> <p>2 受託者は、業務の目的・主旨を把握した上で、設計図書に示す業務内容を確認し、第3112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>3 現地計画 山腹工の工種、配置、構造、規格及び施工方法等の決定に必要な自然的特性、社会経済的条件の調査並びに資料収集を行うものとする <b>が、治山全体計画がある場合は、現地確認を行うものとする。</b></p> <p>4 基本事項 <b>の決定</b> 現地調査の結果及び設計条件等に基づき、工種工法等の基本的事項を定め、基礎工・緑化工等各工種及び構造物の配置を決定するものとする。</p> <p>5 山腹工の設計 山腹工の設計は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) <b>施設計画</b> 基本事項 <b>の決定</b>に基づき、土留工、水路工、のり切工等の山腹工の工種、型式、規模、構造等を決定する。工事施工上必要な資材などの運搬方法等の仮設計画も含める。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>第3312条～第3319条 (略)</p> <p>第5 地すべり防止工</p> <p>第3320条・第3321条 (略)</p> <p>第3322条 抑制工の設計</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 集水井工の設計</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 設計図作成 平面図、配置図、断面図、構造図、標準図、縦断面図及び横断面図等を作成し、必要に応じて各部の詳細構造図を作成する <b>ものとする。</b></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>7～13 (略)</p> <p>第3323条・第3324条 (略)</p> <p>第3325条 土留工等の設計 <b>第3309条</b> 山腹工設計に準ずる。</p> <p>第3326条・第3327条 (略)</p> <p>第6 防潮工(海岸防災林造成)</p> <p>第3328条 基本設計</p> <p>1～12 (略)</p>	<p>文言修正 (林野庁改定)</p> <p>//</p> <p>//</p> <p>文言修正 (林野庁改定)</p> <p>誤謬</p> <p>//</p>

設計業務等標準仕様書 新旧対照表

令和5年度改正	現 行	備 考
<p>13 報告書作成                      (1) (略)                      (2) 受注者は、基本設計の成果として、表3-12「基本設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、監督職員に提出するものとする。                      (3) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、表3-12「基本設計成果物項目」に示す以外にその定める成果物を作成し、監督職員に提出しなければならない。                      (4) (略)                      表3-12 (略)</p>	<p>13 報告書作成                      (1) (略)                      (2) 受注者は、基本設計の成果として、表3-11「基本設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、監督職員に提出するものとする。                      (3) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、「表3-11 設計成果物項目」に示す以外にその定める成果物を作成し、監督職員に提出しなければならない。                      (4) (略)                      表3-12 (略)</p>	<p>〃 〃</p>
<p>第3329条 実施設計                      1～5 (略)                      6 報告書作成                      (1) (略)                      (2) 受注者は、基本設計の成果として、表3-13「実施設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、監督職員に提出するものとする。                      表3-13 実施設計成果物項目                      (略)                      (3) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、表3-13「実施設計成果物項目」に示す以外にそれに定める成果物を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>第3329条 実施設計                      1～5 (略)                      6 報告書作成                      (1) (略)                      (2) 受注者は、基本設計の成果として、表3-12「実施設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、監督職員に提出するものとする。                      表3-13 実施設計成果物項目                      (略)                      (3) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、表3-12「実施設計成果物項目」に示す以外にそれに定める成果物を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>〃 誤謬</p>
<p>第4章～第6章 (略)</p>	<p>第4章～第6章 (略)</p>	
<p>第7章 林道全体計画調査</p>	<p>第7章 林道全体計画調査</p>	
<p>第3701条・第3702条 (略)</p>	<p>第3701条・第3702条 (略)</p>	
<p>第3703条 基本計画の策定                      1 (略)                      2 基本計画の策定                      基本計画の策定は、次の各号により行うものとする。                      (1) 路線全体計画                      路線全体計画は、次の各項目及び表7-4「路線全体計画調査」により調査・取りまとめを行うものとする。                      ア～エ (略)                      (2) (略)</p>	<p>第3703条 基本計画の策定                      1 (略)                      2 基本計画の策定                      基本計画の策定は、次の各号により行うものとする。                      (1) 路線全体計画                      路線全体計画は、次の各項目及び表7-1「路線全体計画調査」により調査・取りまとめを行うものとする。                      ア～エ (略)                      (2) (略)</p>	<p>〃</p>
<p>第3704条～第3708条 (略)</p>	<p>第3704条～第3708条 (略)</p>	

共通関係提出書類の様式 新旧対照表

令和5年度改正						現 行						備 考
共通関係提出書類の様式						共通関係提出書類の様式						運用対象を明確化
1 提出書類一覧表						1 提出書類一覧表						
様 式 名	適用分類			提 出 期 日	摘 要	様 式 名	適用分類			提 出 期 日	摘 要	
	測量	調査	設計				測量	調査	設計			
1	監督員指定(変更)通知	○	○	○	契約締結後速やかに	1	監督員指定(変更)通知	○	○	○	契約締結後速やかに	
2	工程表	○	○	○	契約締結後 14 日(休日等を含む) 以内	2	工程表	○	○	○	契約締結後 14 日(休日等を含む) 以内	
3	主任技術者(変更)届	○	○		契約締結後及び変更時速やかに	3	主任技術者(変更)届	○	○		契約締結後及び変更時速やかに	
4	管理技術者(変更)届			○	〃	4	管理技術者(変更)届			○	〃	
5	照査技術者(変更)届	△	△	○	設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合、契約締結後及び変更時速やかに	5	照査技術者(変更)届	△	△	○	〃	
6	担当技術者(変更)届	○	○	○	契約締結後及び変更時速やかに	6	担当技術者(変更)届	○	○	○	〃	
7	資格及び経歴書		○	○	契約締結後速やかに	7	資格及び経歴書		○	○	契約締結後速やかに	担当技術者不要
(欠番)						(欠番)						
(欠番)						(欠番)						
10	業務計画書	○	○	○	契約締結後 14 日(休日等を含む) 以内	10	業務計画書	○	○	○	契約締結後 14 日(休日等を含む) 以内	
11	業務完了報告書	○	○	○	業務が完了した時	11	業務完了報告書	○	○	○	業務が完了した時	
12	検査合格通知書	○	○	○	検査完了後	12	検査合格通知書	○	○	○	検査完了後	
13	成果品引渡書	○	○	○	成果品引渡時	13	成果品引渡書	○	○	○	成果品引渡時	
14	支給材料受領書	○			受領時	14	支給材料受領書	○			受領時	
15	支給材料受払簿	○				15	支給材料受払簿	○				
16	支給材料精算書	○			業務の完了時又は随時	16	支給材料精算書	○			業務の完了時又は随時	
17	貸与品借用・返納書	○	○	○	借用・返納時	17	貸与品借用・返納書	○	○	○	借用・返納時	
18	打合せ簿	○	○	○	随時	18	打合せ簿	○	○	○	随時	
19	履行期限延長願	○	○	○	発生時	19	履行期限延長願	○	○	○	発生時	
20	履行状況報告	○	○	○	設計図書の定めによる	20	履行状況報告	○	○	○	設計図書の定めによる	
21	休日・夜間作業届	○	○	○	発生時	21	休日・夜間作業届	○	○	○	発生時	
22	身分証明書	○	○	○	第三者の土地への立ち入りに当たって	22	身分証明書	○	○	○	第三者の土地への立ち入りに当たって	

注) 用紙は、A4版を原則とする。

注) 用紙は、A4版を原則とする。

共通関係提出書類の様式 新旧対照表

令和5年度改正	現 行	備 考
<p>様式6</p> <p style="text-align: center;">担当技術者（変更）届</p> <p>年 月 日付けをもって委託契約を締結した（委託業務名）の担当技術者を下記のとおり定め（変更し）たので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>担当技術者（氏名）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">（受託者）住所 氏名</p> <p>（委託者）様</p> <p><u>（注）測量委託の場合は資格証の写しを添付</u></p>	<p>様式6</p> <p style="text-align: center;">担当技術者（変更）届</p> <p>年 月 日付けをもって委託契約を締結した（委託業務名）の担当技術者を下記のとおり定め（変更し）たので別紙経歴書を添えて通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>担当技術者（氏名）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">（受託者）住所 氏名</p> <p>（委託者）様</p>	